

令和3年6月 定例会（第2回）会議録（抜粋）

○2番（青山雅紀君） 皆さん。こんにちは。公明党千葉市議会議員団の青山雅紀でございます。

通告していました3番目の重層的支援整備事業につきましては取り下げ、改めて次の機会に質問させていただきます。

それでは、質問に入ります。

初めに、災害に強いまちづくりについて、5点伺います。

まず、地域避難施設認定制度についてお尋ねします。

本市では、令和元年に発生した大型台風15号房総半島台風、台風19号東日本台風などによる甚大なる被害体験を教訓に、電力、通信、土砂災害、冠水、災害時における安全確保及び民間企業等との連携拡大など、5つの柱に基づく千葉市災害に強いまちづくり政策パッケージを策定し、災害に強いモデル都市の実現に向け、様々な取組が進められています。

また、令和元年房総半島台風の際に、道路の寸断や避難所までの距離、倒木、身体的な理由などにより、自宅から指定避難所まで移動ができなかった方がおられたことから、町内自治会館を避難施設として有効活用することについて、昨年第1回定例会における我が会派の提案に端を発し、本年1月に、町内自治会の集会所を地域の自主的な避難施設として活用する、地域避難施設認定制度が創設されました。

この取組は、災害時における高齢者や障害者など、自力では避難行動を円滑に行うことが難しい要配慮者への支援策として、さらにはコロナ禍における分散避難対策としても有効な取組と考えております。

そこでお伺いします。

1つに、地域避難施設認定制度開始前の利用意向調査の結果と、制度の周知方法について。

2つに、地域避難施設認定制度の現在までの申請及び認定状況、あわせて、今後の取組予定について。

3つに、自治会館や町内集会所を有していない自治会に対しては、どのような対応を取っているのか。以上お伺いします。

次に、2点目として、災害時における避難情報の発令について伺います。

スクリーンを御覧ください。

本年5月20日、災害対策基本法が改正され、施行されました。

午前中、橋本議員も触れておられましたが、今回の改正では、避難情報等の警戒レベルの警戒レベル4に位置づけられている避難勧告と避難指示について、その違いが分かりづらく、避難を始めるべきタイミングである避難勧告において避難しない人が多いことや、差し迫った状況で発令される避難指示まで行動されない方もおられることなどから、逃げ遅れる事例

が多数起きており、表現を分かりやすくするため、避難勧告を廃止し、避難指示に一本化されたと伺っております。

これにより、避難行動における呼びかけについては、分かりやすくなりましたが、市町村から発令する避難勧告がなくなったことから、避難指示が出された場合には、速やかに危険な場所から避難をしていただくことが求められます。

そのため、令和元年房総半島台風や東日本台風クラスを想定すると、暴風雨により移動できなくなることが考えられるため、避難指示に至る前の早めの避難の呼びかけが必要となります。

さらに、地震と風水害時における市から発信される避難情報や市民の避難行動の在り方の違いを明確にし、市民にしっかりと理解しておいていただく必要があると考えます。

そこでお伺いします。

1つに、災害対策基本法の改正を受け、風水害における避難指示の発令と市民が安全に避難行動を取るための取組について。

2つに、地震発生の際の避難情報と市民が安全に避難行動を取るための取組について。

3つに、生命の危険があると思われる土砂災害警戒区域に住まれている人への情報伝達の在り方について。

以上3点お尋ねします。

次に、3点目として、防災行動計画マイ・タイムラインの作成について伺います。

今回の災害対策基本法の改正では、要配慮者の災害時の円滑な避難の実効性を確保するための取組がもう一つの大きな柱となっております。世界経済フォーラムが発表したグローバルリスク報告書2020年版では、今後10年間で発生の可能性が高いグローバルリスクとして、異常気象の発生、気候変動の緩和、適応の失敗、大規模自然災害の発生の3つが上げられており、頻発・激甚化する自然災害は、今や世界に共通する大きな課題の一つとして取り上げられています。

また、今後30年間に70%の確率で発生すると言われていた首都直下地震や南海トラフ地震などの大地震も見過ごすことはできず、まさに自然災害が生活における脅威となっていることから、災害からの逃げ遅れゼロの実現に向けた体制づくりは、喫緊の課題となっております。

さて、国が実施した令和元年東日本台風の被災者へのアンケートでは、ハザードマップ等を見て自宅の災害リスクを認識した人と、そうでない人とでは避難行動に大きな差があったとされています。

昨年、第3回定例会での我が会派の一般質問において、防災行動計画マイ・タイムラインが注目されていることを紹介いたしましたが、災害時に、自分はどこにどのように行動し、

いつ避難するのか、また、そのとき自分はどのような行動を取るのかなど、災害時に自分自身や家族などの身を守るための非常に重要な防災アイテムとして、導入を検討する自治体が増加していると伺っています。

また、先ほども少し触れましたが、災害対策基本法の改正によるレベル4の変更により、避難勧告の表現は廃止となりましたが、特別警報などの気象情報や避難指示に関する市民の理解度も様々であると考えられることから、あらかじめハザードマップで自らの災害リスクを確認し、その上で、災害時に自分自身が取べき行動を整理しておく防災行動計画マイ・タイムラインの作成は、大変に有効であると考えます。

また、国土交通省関東地方整備局では、小中学生でもマイ・タイムラインを簡単に作成することができる、逃げキッドというツールをホームページに掲載しています。そのツールは、漢字にルビが振られているなど工夫されており、子供にも分かりやすい表現が使われていますが、大人でも十分に活用できる内容となっています。このようなツールの活用は、動画を見ながら一緒にマイ・タイムラインをつくることができることから、家族で防災について話し合う機会をつくることにもつながり、より市民の防災意識を高めることができると考えます。

そこで、学校教育現場や地域の防災訓練、また、防災リーダー研修会等において、様々な方法でマイ・タイムラインを導入、推進していくことは、自助を育成する観点からも非常に重要と考えますが、当局の見解を伺います。

次に、4点目に、避難所におけるヘルプカードの活用について伺います。

ヘルプカード及びヘルプマークにつきましては、私はこれまで幾度となく取り上げてきました。既に、本市では様々な取組を進めていただいていますことに感謝申し上げます。

熊本地震においては、障害者の皆さんからは、配慮を望む意見が多く上げられたとお聞きしております。その意見の中に、日頃から障害者などの要支援者に関わりがない人が災害時のみ障害者に様々な点において配慮することは難しいと考えられることから、避難所の運営リーダー等となる方は、定期的な研修等によって障害に対する知識を高めた上で、介助者相談員の派遣計画をつくったり、障害者をサポートしてほしいという意見があり、さらにはヘルプカードの活用によるニーズの把握を望む意見なども上げられていると伺っております。

障害のある人には、自ら困ったと伝えられない人や、手助けが必要なのに困っていることを伝えられない人、困っていることを自覚できない人もおられることから、避難所生活の中でのヘルプカードの活用に取り組む自治体が増えているそうです。

調布市では、肢体不自由者や内部障害のある方のための災害時初動行動マニュアル身体障害者編の中に、ヘルプカードの活用が上げられており、また、障害者に対しても、避難所における放送や掲示板の内容が分からないときは、ヘルプカードの活用を促しています。

そこで、避難所には様々な方が避難してくることも考えられることから、ヘルプカードやストラップ式ヘルプマークを備蓄品の対象にさせていただき、希望される避難者へ配布できるようにしていただくことはできないでしょうか。当局の見解についてお伺いします。

次に、5点目として、災害時における要配慮者の移送支援について伺います。

本市では、指定避難所において避難生活が困難となっている要配慮者、障害者等に対しましては、特別の配慮をした福祉避難室を学校などの指定避難所内に必要に応じて開設することになっております。また、拠点的福祉避難所については、高齢者施設や障害者施設に開設し、避難者の受け入れが可能な状況にある場合に開設を決定し、要配慮者を指定避難所から移送することになっており、本市では、市内148の高齢・障害施設を拠点的福祉避難所として災害時の協力協定を締結しております。

そこで、指定避難所から拠点的福祉避難所への要配慮者の移送についてですが、例えば、移送が必要な方がおられた場合、どの車両にどなたが運転して、指定避難所から拠点的福祉避難所まで移送を行うことになっているのでしょうか、お聞かせください。

次に、スタンドパイプの活用についてお伺いします。

令和3年3月26日に公表された、政府の地震調査委員会による全国地震動予測地図では、冒頭でも申し上げましたが、今後30年間に強い揺れが襲う確率が南関東で約70%と依然として高い危険性を示しており、巨大地震に対する備えが必要となっております。

また、平成29年3月に本市が示した千葉市地震被害想定調査報告書では、仮に千葉市を震源とする直下地震が発生した場合、被害が最大となる冬場の18時、風速8メートル毎秒のケースで、中央区、花見川区及び稲毛区において、焼失棟数が1,000棟を超え、全市の焼失棟数は5,880棟となることが予見されています。

しかしながら、大規模災害においては、公的機関の消防力だけでは対応が間に合わない可能性が大きく、災害発生時には、地元住民が協力し合い、消火活動に当たることが求められており、本市では、共助の組織である自主防災組織にて、初期消火訓練などを実施しているところであります。

私は、平成27年第4回定例会において、震災などによる同時多発的な火災の発生において、住民が活用できる初期消火資機材として、スタンドパイプを自主防災組織に提供、貸与している神奈川県大和市を視察し、災害時における消火栓の有効活用について取り上げ、質問しました。

その後、本市では、当時の千葉県水道局との協議を経て、平成28年から排水栓を消火用水源として使用することが可能となり、さらに、スタンドパイプを自主防災組織が取り扱う資機材として補助対象としたことで、幾つかの自主防災組織においては、スタンドパイプを購入し、地域の防災訓練等で活用されるようになっております。

しかしながら、私は、排水栓だけでなく、消火栓の活用も可能とすべきだと考え、その後も継続して質問してまいりました。

スクリーンを御覧ください。

こちらは、当時、紹介しました2013年の防災週間の際、東京消防庁で採用されたポスターであります。サザエさんはじめ、皆さん、自分が住んでいる地域で防災訓練を行っています。ちょうど、タイコおばさんの前にあります消火栓に設置しているのがスタンドパイプでありまして、そこから消火ホースをつなぎ、ノリスケさんがホースを持ち、波平さんが放水しています。

このスタンドパイプを活用した消火活動につきましては、本市においては、本年4月23日、千葉県企業局と取り交わした、上水道における自主防災組織による消火栓の使用に関する覚書実施細目により、今後は、千葉市のほぼ全域において、消火栓及び排水栓を活用した初期消火活動が可能になったと承知しております。

千葉県企業局に対して粘り強く要望を重ね、協議を継続された県内初となる当局の取組について、高く評価いたします。

そこでお伺いします。

まず、締結した実施細目の概要について改めて伺うとともに、この締結によりもたらされる成果についてお聞かせください。

2つに、初期消火資機材スタンドパイプを活用した、今後の防災訓練の在り方及び申し込み方法について。

3つに、消火栓活用における消防局との連携について。

4つに、この事業を広く市民に浸透させるための今後の取組について。

以上、4点お尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終了いたします。御答弁よろしく願いいたします。（拍手）

○総務局長（峯村政道君） 初めに、災害に強いまちづくりについてお答えいたします。

まず、地域避難施設認定制度開始前の利用意向調査の結果と制度の周知方法についてでございますが、昨年9月から11月にかけて、全町内自治会へ意向調査を行ったところ、243団体から制度利用の意向があるとの回答をいただきました。

制度の周知につきましては、昨年9月に、地域避難施設認定制度の目的や制度概要、認定要件、申請から認定までの流れなどをまとめた資料を利用意向の調査票とともに全町内自治会長へ郵送してお知らせをしたほか、本年1月には、利用意向がありました団体に対し、申請書とともに、改めて制度概要をお知らせする資料を郵送したところでございます。このほかにも、千葉市町内自治会連絡協議会での報告や市ホームページでの広報を行っており、今後も引き続き、機会を捉えて周知に努めてまいります。

次に、地域避難施設認定制度の申請及び認定状況並びに今後の取組予定についてですが、本年の1月から申請の受付を開始し、6月1日時点で町内自治会等から50施設の申請があり、49の施設について認定をいたしました。

なお、認定されませんでした1施設は、土砂災害警戒区域に該当する施設であり、本制度の認定要件を満たさなかったため、不認定としたものでございます。

今後は、認定施設のうち、資機材の希望があった施設へは、食料、飲料水、防災行政無線の戸別受信機の整備を進めてまいります。

また、本制度は、今年度で終えることなく、来年度以降も継続して行う予定としているため、さらなる周知に努めるほか、制度の利用意向があった団体で未申請の団体については、改めて申請を促してまいります。

今後は、現況調査を通じて地域住民の皆様の御意見を伺いながら、よりよい制度になるよう検討を進めてまいります。

次に、集会所を有していない自治会への対応についてですが、本制度は、集会所以外にも、町内自治会が本制度の活用を目的に確保した施設を対象施設としております。具体的には、マンションの空き室や民間施設などについても、利用団体が施設の所有者から、災害時の利用に関する同意を得ている場合には、地域避難施設として活用することができる制度としております。今後も引き続き、集会所以外の施設の活用を含めて、制度の周知を図ってまいります。

次に、風水害における避難指示の発令と、市民が安全に避難行動を取るための取組についてですが、本市が発令する風水害時の避難指示等の避難情報につきましては、気象庁から段階的に発表される防災気象情報の危険度に応じて発令基準を定めているものであります。

このたびの改正により、警戒レベル4において避難勧告が廃止され、避難指示に一本化されたことから、これまでの避難勧告の発令のタイミングで避難指示の発令を行うこととし、この発令をもって、速やかな避難行動につなげてまいりたいと考えております。

また、大雨や暴風などが強まる傾向にある場合や、予想される災害発生が夜間になるなどの場合には、安全な状況で前もって避難行動を取っていただけるよう、本市といたしましても早めの避難受入れ体制の整備などを行ってまいります。

次に、地震発生の際の避難情報と市民が安全に避難行動を取るための取組についてでございますが、地震発生時には、建物被害や火災の延焼範囲など、その被害状況により、避難指示などの避難情報を発令することとしているほか、地震に伴い津波注意報以上の防災気象情報が発表された場合には、沿岸部等にいる方へ避難指示を発令するなどの基準を定めてございます。

避難行動としては、風水害では、多くの場合、台風の進路や前線の移動状況により、発生する場所や時刻のある程度の予測ができ、目前に迫る危機に対し、避難及び避難の準備をすることが可能です。一方、発生時期や場所が予想できない地震災害の避難行動では、発災直後は、まず落ち着いて自らの命を守るための最善の行動を第一に、その上で、家族や近隣の要配慮者などの安全を確認していただきたいと考えてございます。

また、いつ起こるか予測がつかず、震源地により被害状況も大きく変わる地震では、最悪の事態を想定した日頃からの備えが重要となり、防災訓練をはじめ、避難経路や備蓄品の状況、家の内外の危険箇所や緊急連絡先の確認など、前もって御家族で話し合っておくことがいざというときの備えとして必要でございます。

地震災害に対しては、多くの市民の方々にこの取組の必要性を知っていただけるよう、様々な機会を通じて周知啓発を図ってまいります。

次に、土砂災害警戒区域の住民への情報伝達の在り方についてですが、土砂災害警戒区域等にお住まいの方々については、土砂災害から確実に身を守るよう、避難所の確認や避難の方法など、事前の準備に関することや、気象情報や市が発令する避難情報の入手方法、警戒レベルに応じた住民が取るべき行動、ハザードマップを使った災害リスクの確認方法などについて、情報を掲載したチラシを毎年6月ころに配布し、周知を図っているところでございます。

また、これまで、スマートフォン等が使えない方を対象としていた電話、ファクスによる災害時緊急情報配信サービスにつきまして、本年度のチラシ配布に併せて、土砂災害警戒区域内にお住まいの方々には、登録に関する要件を撤廃し、どなたでも登録できることとして、情報収集手段の拡充を図ったところであり、今後も危険な箇所にお住まいの方々への情報発信を強化してまいります。

次に、防災行動計画マイ・タイムラインの導入及び促進についてですが、台風や大雨などに伴う風水害の発生リスクが高まっているときに、自分や家族がどのような情報を基に、いつ何をするのかを時系列に整理してまとめたマイ・タイムラインの作成につきましては、災害時の迅速かつ的確な避難行動に役立つだけでなく、その作成過程において、自ら考え、さらには、家族と一緒に日常的に話し合うことを通じて、風水害に関する正しい知識と心構えを育むことができるため、大変有意義な取組であると考えております。

本市としましても、国や県、他自治体の取組を参考にしながら、本市の特性を踏まえたマイ・タイムラインの考え方を整理した上で作成例を示すなど、市民が作成に取り組むきっかけづくりを今年度から始めたいと考えております。

次に、ヘルプカードやストラップ型ヘルプマークを備蓄品の対象とし、避難者へ配布することについてですが、避難所においてヘルプカードやストラップ型ヘルプマークを準備し、

必要な方に配布することは、障害等により支援や配慮を必要としていることが外見からわからない方などが、周囲の人や避難所運営に携わる人に支援等を必要としていることを知らせるために有効な手段であると考えております。

このため、避難者の受付時などに必要な方に配付できるよう、各避難所への備蓄を進めるとともに、避難所運営委員会に対しては、取組の趣旨や活用方法について理解が深まるよう、啓発に努めてまいります。

次に、災害時における指定避難所から拠点福祉避難所までの要配慮者の移送方法についてですが、移送は、家族や近隣居住者などの支援者が当たるほか、移送手段が確保できない場合には、各区災害対策本部または避難所運営委員会が消防団や警察、拠点福祉避難所の職員、福祉タクシー事業者等の協力を仰ぎつつ、実施することとしております。

次に、スタンドパイプの活用についてのうち、所管についてお答えします。

まず、実施細目の概要及び締結によりもたらされる成果についてでございますが、当該実施細目は、自主防災組織が消火栓を活用して初期消火活動を行うに当たり、マニュアルの整備、資機材の確保及び管理、訓練等の実施、消火栓使用における報告、消火栓破損における費用の補償等について規定をしたものでございます。

このたびの実施細目の締結により、市内に約1万3,000基敷設されている消火栓が活用でき、排水栓の活用と合わせて、これまでの4倍の数となり、市内全域を網羅できることから、地域による初期消火力が大いに向上するものと考えております。

次に、初期消火資機材スタンドパイプを活用した今後の防災訓練の在り方及び申込み方法についてですが、スタンドパイプを活用した消火活動は、大規模災害発生時における火災において、消防車の到着が見込めない場合などに、消火栓という豊富な水源を利用した初期消火の方法として、有効な取組であると考えております。今回、当該実施細目の締結により、消火栓の使用が可能になることに伴い、今後はスタンドパイプを活用した実践的な防災訓練がより多く実施され、一層の防災力の向上につながるものと考えております。

また、申込みの方法は、各区地域振興課や消防署など、提出先が様々であることや、市を經由して水道事業者との協議が必要となることなど、手続きが煩雑であるほか、消火栓が主に路上に敷設されていることから、別途、警察機関への道路使用許可の申請が必要となる場合がございます。

このため、消火栓使用に伴う事務手続の流れや、本来有料である道路使用許可証交付手数料の減免措置方法などを記載した消火栓・排水栓を活用した初期消火訓練申請マニュアルを作成し、訓練実施における自主防災組織の負担感軽減を図っているところでございます。

最後に、この事業を多く市民に浸透させるための今後の取組についてですが、実施細目の締結に併せて、本年4月、市内の全自主防災組織の会長宛てに、事業開始をお知らせする案

内文を送付するとともに、市ホームページにも掲載し、広く周知を図ったところでございます。

今後は、より広く周知を図っていくため、関係部署と連携し、九都県市合同防災訓練をはじめとする各種訓練やイベント会場におけるスタンドパイプの展示、積極的なデモンストレーションを行うことで、市民への浸透を深めていくほか、より多くの市民が実際にスタンドパイプを操作する機会を設け、その有効性を理解していただくことにより普及を促進することができるよう事業展開をしてまいります。

以上でございます。

○消防局長（中村由明君） スタンドパイプの活用についてのうち、所管についてお答えします。

消火栓活用における消防局との連携についてですが、スタンドパイプを活用した消火活動における安全性を担保するため、放水訓練にあっては必ず消防職員の立会いの下、実施することとしています。

訓練指導に際しては、当局消防職員が自らモデルとなり、写真を多用しながら、活動要領を細やかに記した消火栓・排水栓を使用した初期消火マニュアルに基づき、市民の皆様にも分かりやすく、かつ、指導内容に差異が生じないように努めております。

また、マニュアルには、さらなる安全確保のため、活動の人数を操作員と安全巡視員を含め最低5人以上で行うことや、実際の消火活動中に消防隊が到着したなら、必ず消防隊の指示に従って行動することなどを明記しています。

以上でございます。

○2番（青山雅紀君） 御答弁ありがとうございました。2回目は、2点につきまして質問をさせていただきます。

初めに、災害に強いまちづくりについてですが、地域避難施設認定制度について、御答弁では、地域避難施設認定制度の対象となっているのは、現在49施設とのことであり、自治会館や町内集会所を有していない自治会に対しては、町内自治会が本制度の活用を目的に確保した施設も対象にしているとのことであり、マンションの空き室や周辺の民間施設等が当てはまるとのことでありました。

そこで、マンションの空き室や民間施設等、町内自治会等の集会所以外で制度が対象としている施設の認定状況についてお聞かせください。

次に、災害時における要配慮者の移送支援については、答弁では、避難所運営委員会のスタッフや地元町内自治会の方が車で移送するとのことでありますが、例えば、車椅子の収納が可能な車両が必要となる場合や、移動中に交通事故等に遭うことなども懸念されます。

広島市では、本年2月、災害時において、より迅速に要配慮者を移送するため、民間活力を活用した実効性のある支援が必要として、介護タクシー事業者と災害時における要配慮者の緊急輸送等の協力に関する協定を締結しました。

具体的な協定内容としましては、旅客の輸送に必要な普通自動車2種免許と介護資格を持った運転手、車椅子やストレッチャー対応の車両などを備えたタクシー事業者等による、介護タクシーによる指定緊急避難場所から福祉避難所等への要配慮者の緊急輸送や、災害の状況、被害者情報の収集業務などを基本とした県との共同作業による要配慮者支援と伺っております。このような事業者との災害時における要配慮者の輸送協定の締結は、全国で初の取組とのことであります。

そこで、指定避難所から拠点福祉避難所への要配慮者の移送については、こうした民間事業者との連携も検討すべきと考えますが、当局の見解についてお聞かせください。

以上で、2回目の質問を終了します。御答弁よろしくお願いたします。

○総務局長（峯村政道君） 災害に強いまちづくりについてのうち、所管についてお答えいたします。

町内自治会集会所以外の民間施設等における地域避難施設認定制度の認定状況についてでございますが、地域避難施設認定制度では、利用団体が施設の所有者から、災害時における活用に関する同意を得ているマンションの空き室や民間施設等も対象としてございますが、現在までに申請はございません。

以上でございます。

○保健福祉局長（山元隆司君） 災害に強いまちづくりについてのうち、所管についてお答えいたします。

民間事業者との連携についてですが、高齢者や障害者等の要配慮者の移送に当たりましては、心身の状況などにより、車椅子対応の車両やホームヘルパー等の介護資格を有する運転手による支援が必要なケースも想定されるところでございます。

このようなことから、災害発生時に介護タクシー事業者などの御協力を得られるような連携体制を構築できるよう、他市における取組の状況なども参考にしながら、検討を進めてまいります。

○2番（青山雅紀君） 御答弁ありがとうございました。3回目は、所感と要望を述べさせていただきます。

初めに、地域避難施設認定制度につきましては、本市には1,000を超える町内自治会があり、公営住宅やマンションなども一つの自治会組織として多く構成されています。災害時、例えばライフラインの停止などにより、そのマンション住民が決められた避難所へ避難を選択した場合、収容能力を超えてしまうことも考えられます。そのような場合、集会室やエン

トランスホールなど、マンションの共用部分が活用できれば、さらに、民間地域施設等に避難できる協力体制が確保されれば、分散避難対策にもつながり、有効であると考えます。

また、このような体制が地域において整備されれば、同じマンションの住民だけで集まって助け合うこともでき、安心感にもつながり、合意形成を進めやすくなることも考えられます。

2回目の質問で、マンションの空き室や民間施設等、地域避難施設認定制度が対象としている認定施設の状況について確認いたしました。答弁では、現在のところ認定はゼロ件のことであります。

そこで、町内自治会が本制度の活用を目的に確保した施設も対象にしているとの案内文についてであります。この文章では少し分かりづらいように思います。そこで、制度はマンションの空き室、また民間施設等も地域避難施設認定制度の対象としていることについて、具体的な事例等も掲載するなど、自治会館や集会所を有していない自治会に対して案内がしっかりと行きわたるよう、周知の強化をお願いしておきます。

次に、避難情報の発令と安全な避難行動についてであります。御答弁では、災害の種別ごとの状況により、発令のタイミングが違うことが明らかになりました。これにより、私たちが1日のうちに一番長くいる場所では、逃げる場所はどこにあるのか、家族と一緒にいるときはどうするのかなど、日頃から話し合っておくことが重要であることが分かりました。

災害発生後の住民の安否確認や地域の被害情報なども、もちろん重要ではありますが、逃げ遅れゼロの実現に向けては、行政が正確な情報を把握するとともに、市民へ適切な情報発信をしっかりと行うことがさらに求められます。

本市が災害に関する情報を発信する協定締結したコミュニティFMスカイウェブは、放送エリアが限定されるため、地域に密着したきめ細かな情報等を提供しており、特に災害時には、地元自治体と協力して停電、断水、救援活動等の緊急情報を迅速かつ詳細に提供することが可能であり、災害時に役立つ情報伝達手段の一つとして期待しているところであります。

今年度予算で実施が予定されています。防災行政無線で発信する緊急情報をFMラジオ上で同時に割り込み放送を可能とするコミュニティFM連携システム整備事業については、着実に進めていただきたいと思います。

さて、今後、毎年市内でも大量の雨により被害が発生する可能性があります。そのことを考えますと、地震と風水害時の避難情報や避難行動の違いについて、特に土砂災害警戒区域の住民には、従来の避難訓練だけではなく、やはりマイ・タイムラインを取り入れて実施する風水害対策訓練が重要であり、防災行動計画、マイ・タイムラインの導入を提案申し上げました。ただいま、導入の検討をいただけるとの答弁をいただきました。

そこで、マイ・タイムラインの作成過程においては、本年4月よりスタートした災害時要配慮者支援について、近隣の要配慮者への声かけや、避難行動における要配慮者への援助を実施することなどについて、個別支援計画へ盛り込むよう促していただくことにより、さらに地域全体での防災力の強化が図れるのではと思います。ぜひ、御検討願います。

次に、避難所におけるヘルプカードの活用につきましては、ヘルプカードやストラップ式ヘルプマークを備蓄対象として検討いただけるとの御答弁をいただきました。

災害時には、必要な情報を的確に把握し、自らを守るために安全な場所への移動避難はもちろんのことではありますが、避難所での生活が困難な人への対応が大きな課題とされております。ヘルプカードやストラップ式ヘルプマークを避難所の備蓄対象にする取組は、本市における災害弱者、要配慮者支援の強化につながるものとして期待をしております。

支援をする側である避難所運営委員会や町内自治会へのヘルプカードの周知啓発をさらに進めていくことは重要であり、避難所にて案内する掲示板やポスター等の管理も含めまして、取組を進めていただきますようお願いをしておきます。

スクリーンを御覧ください。

ヘルプカードやストラップ式ヘルプマークは、皆さん、普段、マークはカバンやバックなどに取りつけていただき、カードは定期入れや財布の中等に入れるなどして利用されているかと思えますけれども、東京都港区では、このようなヘルプマーク入りのヘルプカードホルダーを区独自で作成し、品川区でも、本年4月1日より配布開始となっております。このようなものでございます。ヘルプカードが入るようになっております。

利用者からは、一体型として使い勝手がよくなり、喜ばれていると伺っており、このような利便性を生かした取組もぜひ参考にさせていただきたいと思えます。

次に、指定避難所から拠点福祉避難所への要配慮者の移送については、介護タクシー事業者等との連携について検討をいただけるとの御答弁をいただきました。他市における取組等も参考にさせていただき、取組を進めていただくことを要望しておきます。

最後に、住民によるスタンドパイプの活用につきましては、御答弁では、消火栓は排水栓の3倍の数があり、地域における初期消火力の向上に期待できるとのことでありました。スタンドパイプの活用により、地域の防災力が強化されることはもとより、自助、共助の促進と啓発がさらに図られることを願い、私の一般質問を終了いたします。

長時間の御清聴、大変にありがとうございました。（拍手）